

新学期の交通安全

4月は新入生や新社会人はもちろん、多くの人の生活に変化がある時期です。不慣れた生活環境から交通事故も発生する時期でもあります。どのようにすれば事故を防止できるのでしょうか。

交通事故の分析

誰がいつ交通事故にあっているのかを警察の統計から分析すると、新1年生にあたる7歳児の事故が多く、「魔の7歳」とも言われています。さらに、その小学1年生の交通事故を発生時間帯でみると、大人の目が届きにくい下校後の午後3〜5時台や登校時の午前7時台に多発しています。

新1年生の事故が多発する背景には、次のような理由が考えられます。

- ・小学生になり子ども1人で

行動することが多くなる。
・これまでは保護者と一緒だったのが道路上の危険について経験や知識が乏しい。
また、次のような特徴もあります。

- ・死角からの飛出しや道路横断中の事故。
- ・死傷者は女子より男子が多い。

事故にあわないために

以上のことを踏まえ、保護者は子どもと一緒に通学路を歩き、次のような分かりやすい言葉で繰り返しみましょう。

道路上では、
「止まる」
横断する前に必ず立ち止まる
「見る」
左右の安全確認をする
「待つ」
車が止まってから横断する

無意識のうちに安全な行動がとれるように指導しましょう。

自転車の事故にも要注意

4月になると高校へ入学し初めて自転車通学をはじめると生徒もいるので、自転車での事故も4月〜5月に多発する

傾向があります。統計でも自転車乗用中の交通事故は、高校1年生にあたる16歳が突出して多くなっています。

これは、新入生は自転車通学することに慣れていないこともあり通勤・通学で混雑する道路状況に対応できずに事故が発生していると考えられます。また、高校生が危険な運転をしていることで市民の皆さんから各高校や市役所にも指導してほしいとの意見が寄せられています。

福岡県の自転車条例では、次のことが規定されています。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ・二人乗りの禁止
- ・飲酒運転の禁止
- ・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・信号を守る
- ・交差点での一時停止と安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

高校生や市民の皆さんもこれを遵守し事故を起こさないようにしましょう。

自転車は、運転免許も必要なく安易に利用できるものですが、車両としての危険性もありますので、ルールとマナーを守って安全に利用しなければなりません。

自転車保険の加入義務

自転車関連事故では自転車利用者が被害者になるだけでなく、加害者になるケースも増えてきており数千万円の賠償金を支払わなければならないケースも出てきています。

このため令和2年10月に福岡県自転車条例が改正され、次の対象者に自転車保険への加入が義務化されました。加入していない人は保険に加入し事故に備えましょう。

自動車保険の加入義務対象者

- ・自転車を利用する人（子どもが利用する場合はその保護者）
- ・従業員に自転車を利用させる事業者
- ・自転車貸付業者

筑紫野警察署からのお知らせ



「電子マネーを買って」は詐欺です！



パソコンに警告画面を仕込み、画面を操作できないようにして、サポートを行うように見せかけて、電子マネーを購入させる詐欺の被害が増えています。警告画面が消えない場合は、主電源を切る、タスクを強制終了するなどしましょう。

